



監 査 報 告 書

2020 年 5 月 2 / 日

学校法人 常磐大学

理 事 会 御中

評 議 員 会 御中

学校法人 常磐大学

監 事

荒川誠司 

監 事

若山 史 

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人常磐大学寄附行為第 15 条の規定に基づき、学校法人常磐大学の 2019 年度（2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

1. 監査方法

監査に当たり、学校法人常磐大学監事監査規則に準拠しました。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の妥当性を検討するとともに、会計監査人（公認会計士・坂本和重、公認会計士・伊藤幸雄）と連携し、監査に関する説明及び報告を受け計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを行いました。

2. 監査結果

学校法人常磐大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務または財産の状況に関する不正の行為、または、法令若しくは学校法人常磐大学寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上